

朱熹の歴史観

——「王霸義利」をめぐる(二)——

趙金剛(中嶋諒訳)

四、経権

「枉尺直尋」にしる「立心処事」にしる、実のところ、これらはいずれも朱子の「経(と)権」の関係についての理解と関わりがあり、朱子の陳亮に対する重要な評価の一つも、この「経権」の問題に関するものであった。「経権」と「損益」には、似ているところがある。それはどちらも、普遍的な原理を具体的に活用していくという点である。一方、それらの異なるところは、「損益」は、より礼学制度の継承や変革を重視し、「経権」は、より具体的な実践行為、とりわけ特殊な状況下において、いかに道徳原理に合致した実践を行っていくかということを重視する点である。林維傑氏は、「経権」の問題を扱うときには、分析倫理学の「常」(常理)と「変」(変通)を重視する。この種の分析では、具体的状況下にお

ける「道」や「理」（道德法則）の権衡、変通に焦点が当てられる」（『朱子与經典詮釈』、華東師範大学出版社、二〇一二年一月、一五四頁）と指摘する。そして朱子は、これらをすべて体现しているのである。朱子が「枉尺直尋」をもって、功利思想を批判したとき、この思想には交錯が非常に多いと考えていたことは、すでに先引の資料で明らかにした。また朱子は、陳亮に宛てた書簡の中で、「経権」という構造を用いて、陳亮思想を分析していたところがある。例えば、朱子が陳亮に答えた第三の書簡では、『十論』について論じながら、次のように語られている。

去年の『十論』、大意亦た恐らくは、溺るるを援くの意 太だ多く、以て親せずして授するの防を存する無きのみ。後世の輩、未だ三綱五常の正道を知らず、遽かに此の説を聞くは、其の害、將に勝げて救ふべからざる者有らんとす。明者の之に反するを願ふなり。（『朱文公文集』卷三六、「答陳同甫」三／『朱子全書』、上海古籍出版社・安徽教育出版社、二〇〇二年二月、二一・一五八〇頁）

ここで朱子は、『孟子』離婁上に見える「男女授受するに親せざる」と、「嫂溺るれば之を援くに手を以てす」を端緒として、陳亮の思想を評論している。いわゆる「溺るるを援くの意」とは、すなわち「権」を指す。一方、「親せずして授するの防」とは、すなわち「経」を指し、それはまた「三綱五常の正道」でもある。朱子は陳亮のいうところには、「権」が多すぎ、また「経」が少なすぎて、このような思想は、一般の学ぶ者たちのためにはならないと考えた。以上もまた、朱子の提示する「枉尺直尋」の弊害や問題点と対応しているといえるのである。実際に、右記の引用箇所は、朱子の経権観の基本内容を非

常によく概括している。これは以下、朱子の経権観について、具体的に分析していく上でも、見出すことができるものである。

経権の問題は、中国古代思想においても、比較的長い歴史を持つものである。『論語』『孟子』『春秋公羊伝』で、たびたび詳述されたことを嚆矢とし、のちに漢代、唐代を経て、宋代の理学家に到るまで、この問題には、連続した議論があり続けた。学者によっては、「否定の否定」というプロセスをもって、この問題の歴史を描写することもあるが、それはこれだけこの問題が、複雑であるということを物語っているであろう。経権の問題に対する朱子の議論は、『論語』と『孟子』の主旨を受けて、漢儒の説に反駁し、直接程子と対話するというものである。朱子のこの問題に対する理解は、彼の政治哲学と歴史哲学の特徴を、十分に反映している。以下、いくつかの方向から、朱子の「経権」観について分析してみよう。

(一) 程子の「経権」

朱子の経と権の問題に対する議論は、経と権という語の意味を整理することから始まるが、そこでは主として、程子の観点に対して目が向けられる。二程は、「権」の独立性を排除して、経と権はいずれも道に合致した行為、法則であり、決して経に対する権ではなく、権はすなわち経であると考えた。二程の説は、主に漢儒の説に対して説かれたものである。例えば二程は、次のように述べている。

漢儒は経に反して道に合すを以て権と為す。故に「権変」、「権術」の論有り。皆な非なり。〔論語集注〕卷五・子罕に引く程子の言／『四書章句集注』中華書局、一九八三年一〇月、一一六頁）

世の学ぶ者たちは、いまだ「権」の意味を分かっておらず、理では立ちゆかないときには、ひとまず権に従うのだと言っている。これは「権」を、変詐の術と見なしているだけである。いったい何事か臨むときには、その軽重を計ってから取り組み、義に合致するようにするが、これが「権」である。どうして経の道に反することがあろうか。〔二程粹言〕卷一、七〇条／『二程集』中華書局、一九八一年七月、四・一一七六頁）

漢の文帝が薄昭を殺したのを、李徳祐は不当とし、司馬光（温公）は正当としたが、これらの説はどちらも正しくない。史書に依拠したところで、薄昭を殺した理由を見出せないのであるから、事勢の軽重を権（はか）って論じなければならぬ。当時そもそも薄昭には罪があり、漢が使者をつかわし治めたところ、薄昭は使者を殺してしまったのであろうか。それとも薄昭は使者と酒を飲みかわし、怒りにまかせて殺してしまったのであろうか。また漢の文帝が薄昭を殺したとき、皇太后（文帝の母、薄昭の姉）が心安らかでなければ、どうであったであろうか。殺してしまったあと、皇太后が絶食して死んでしまったら、どうなったであろうか。もしも漢が（裁判をして）罪を定め、使者を殺すことになったならば、皇太后が絶食したとしても、その罪を免れることはできない。他にもいづれが軽く、いづれが重いかを権って、はじめて文帝が薄昭を殺したことが正当であったか、不当であった

かを論じられるのである。ことを論ずるには、必ず権を用いなければならない。古今しばしば、この「権」字は誤用され、「權」というのは、変詐、權術だとされてきた。「權」はただ経の及ばないところであり、軽重を権つて、義に合致させる。義に合致すれば、取りも直さず経なのではないか。昨今の人々は、権は経でないというが、取りも直さず経なのである。権とはたんに秤のことで、軽重を測るといふことなのだ。孔子も（『論語』子罕で）「与に立つべし、未だ与に権るべからず」と言っている。（『二程遺書』卷一八、二二一条／『二程集』、一・二三三四頁）

二程の説は、主として、「権」とは「経に反して道に合す」ることだとする漢儒の説を見据えたものである。¹⁾程子に言わせれば、漢儒の説は「權変」、「權術」、「変詐」など（の解釈）を引き起こしかねず、これらは程子にとっては、道義に合致しないものであった。権とは權術などではなく、事勢の軽重を考慮した実践行為であり、また権を説くことは、実践の中である種の判断を下す行為でもある。権が最終的に目指すのは、やむを得ない「權變」などでなく、行為が「義に合す」ることである。程子は、「義」の次元において、経と権を統合し、権は決して経に相反する行為などではないとする。そして義に合するという観点から、ときに権と「時中」を結びつけていうのである。

中には一定の形体はなく、ただ権に達してこそ、これを執ることができる。（『二程粹言』卷一、一二五条／四・一一八二頁）

君子の道、時に随ひて動き、宜に従ひて変に適ふも、典要を為すべからず、道の深きに造るに非ず。

幾を知りて能く權る者も、此を与にする能はざるなり。(『程氏易伝』卷二、随卦・彖伝／『二程集』、三・七八四頁)

中庸を知ろうとすれば、權に及ぶものはない。時に応じて中を得るべきである。(『程氏遺書』卷一五、一四八条／一・一六四頁)

權を用いることができれば、道が分かるが、權とはすなわち道であるということとはできない。(『程氏遺書』卷二二・上、八四条／一・二九五頁)

庸とは、常のことに他ならず、やはり中とは大中、庸とは定理のことをいうのである。定理とは、天下不変の理であり、経である。(『程氏遺書』卷一五、一二八条／一・一六〇頁)。

さらに程子は、「道を知る者」であつてこそ、權を用いることができるのであり、また權を用いることは、道にしたがつて行うことで、「道の大原は経に在り、経を道と為す」(『二程文集』卷二、「南廟試九叙惟歌論」／『二程集』、二一・四六三頁)と考えた。もちろん程子の解釈は、また彼が「経」を「恒常」と解釈したことと関係がある。この恒常の道は、それ自身が「時に随ひて変動す」るものであつた。程子にとつて、權は「權變」の意味を失つて、わずかに事に応じた判断行為という意味にすぎなかつたのである。

(二) 経は自づから経、権は自づから権

朱子は名目上、程子の見解にあまり同意しなかった。権はもとより権衡の意味であるが、権は実践にあたって、やむを得ない状況に直面したときに取る行為、手段であるということとは否定できないと考えていたのである。朱子は『論語集注』子罕、「与に共に学ぶべし」に注釈を施し、程子との異同を明らかにしている。

程子曰はく、「漢儒は経に反して道に合すを以て権と為す、故に権変権術の論有るも、皆な非なり。権は只だ是れ経なり。漢自り以下、人の権の字を識る無し」と。愚按ずるに、先儒誤りて此の章を以て、下文の「偏として其れ反せり」に連ねて一章と為す。故に経に反して道に合すの説有り。程子之を非とするは是なり。然れども孟子の「嫂溺るれば之を援くに手を以てす」の義を以て之を推せば、則ち権と経とは亦た当に弁有るべし。(『論語集注』卷五・子罕／一一六頁)

朱子に言わせれば、程子が漢儒の「経に反して道に合す」の説に反対したことは正しいが、経と権を同一視することはできなかつた。このように程朱両者の間には、やはり区別があるのである。その根拠となるのが、『孟子』の権にかんする議論である。⁽²⁾朱子は『孟子集注』離婁上で、以下のように述べている。

権は、称錘(さおばかり)なり。物の軽重を称りて往来し以て中を取る者なり。権りて中を得る、是れ乃ち礼なり。……言ふところは、天下溺るれば、惟だ道のみ以て之を救ふべし、嫂溺るれば手もて

援くべきが若きに非ざるなり。今、子 天下を援けんと欲するに、乃ち我をして道を枉げて合するを求めしめんと欲すれば、則ち先づ其の之を援く所以の具を失ふ。是れ我をして手を以て天下を援かしめんと欲するか。此の章、己を直くし道を守るは、時を濟す所以なるを言ふ。道を枉げて人に殉ふは、徒らに己を失ふと為す。〔『孟子集注』卷七・離婁上／二八四頁〕

朱子は、権の本来の意味を分析する。すなわち権とは、物の実情をはかり、最終的に中に到達することであり、中に到達することができたならば、それは礼であるという。朱子はここで、権と中を一つに結びつけるが、これは程子と一致している。また注釈の後半部分で朱子は、道は「天下を援くるの具」であると強調する。これは浙学の「枉尺直尋（尺を枉げて尋を直くす）」に対する朱子の批判と直接に対応しており、ただ道に照らしてしか、天下を救うことはできず、道を枉げて人に追従しているようでは、他人の意見や欲望に屈服して、実際には守るところを失ってしまうと考えられていた。これは実のところ、権の最低ライン（権であるための最低条件）を提示し、結局いかに権を用いるべきかということを強調したものである。

『朱文公文集』卷四〇、何叔京に答えた第七書で、朱子は何故、権に独自の意味がなければならなかったのかを説明している。

夫れ聖賢の言を立つるは、豈に其の事を行ふべきと否とを度らずして、姑らく是れ喜ぶべきの論を為して、以て世の伝誦道説に供するのみならんや。蓋し必ず是の理有り、然る後 是の心有り、是の心

有り、而る後 是の事有り、是の事有り、然る後 是の言有り。四者は形影の相須ちて、未だ始めより須臾も離れざるが如きなり。皋陶の執り、舜の逃るるは天理人倫の至、聖人の心の必ず行ふ所なり、夫れ豈に言を立つるの説ならんや。聖人の事に、必ずしも其の志を得る能はざる者有るを顧みれば、則ち軽重緩急の間、是に於て権有らん。故に人の情に縁りて以て法を制し、人人をして以て企するを得しめて、八議の説生ず。然るに其の所謂る権とは、是れ亦た親を親とし、貴を貴とするの大経を離れずして、未だ始めより天理人心の外に出でざるなり。今必ず正理を以て空言と為して、唯だ権のみ徇ふと為すに、不幸にして毫毛の差有れば、則ち正しきを失はざる者鮮きなり。〔『朱文公文集』卷四〇、「答何叔京」七／二二・一八一―一五頁〕

朱子にとって、権に価値があるのは、聖人が実践行為について考える中で、やむを得ずあらわれたものだからであった。すなわち、必ずしも志が得られなかったとしても、行為の軽重緩急について判断する権があらわれるということである。しかし朱子は、ここで権に限界を設けている。権は「大経」や「天理人心」から離れて、独立して存在しうるものではない。朱子に言わせれば、権変に依拠して、正理に依拠しない実践行為が、過失をもたらさないことは滅多にない。これは「枉尺直尋」に対する、ある種の理論的な回答であると見なしうるであろう。

『朱子語類』には、さらに直接的に、経と権とを分別して、権の独自性を強調した箇所がある。

経はそもそも経であり、権はそもそも権である。ただし経では行えないことがあるので、権を用いる

に至るのである。これが権が経に合致する理由である。湯王と武王、伊尹と周公、「嫂溺るれば（之を）援く（に手を以てす）」などのようなことがそれである。またつねに風が穏やかで、日が暖かであれば、もとよりよいが、変じて疾風迅雷に襲われるようなもの。もしも疾風迅雷がなければ、いつも日照りであって、それを常とするわけにはいかない。（『朱子語類』卷三七・三三条／中華書局、一九九四年三月、三・九八七頁）

蘇宜久が「与に権るべし」について質問した。朱子「経と権は、一つのものということはできない。結局、権はそもそも権、経はそもそも経である。しかし（この権は）、漢儒のいわゆる権変や権術の説ではない。聖人の権は、経と異なるとはいっても、その権は、ことがときに及んで、かくのごとく（経と）合致してこそ、よいものだ。」（『朱子語類』卷三七・三四条／三・九八七頁）

経と権との違いについて質問した。朱子「経と権には、その中央に境界がなくてはならないが、程先生の説では、境界がないようだ。程先生が「権はすなわち経である」と説いた意図は、やはり人々が経から離れていって、しかもごちゃ混ぜになって、経と権が曖昧にして、よく分からなくなってしまうことを恐れたからである。」また質問した。「権はさおばかり（称錘）で、均衡が取れている状態（称衡）が経なのでしょうか。」朱子「このことをもので喩えようにも、身近なものとはなりがたい。」しばらくして朱子「さおばかりが水平で、少しもかさ増しすることがないのが経である。ものが重く、さおばかりが傾くので、かさを減らしてやるのが権である。元どおりに水平になれば、道に

は合致したこととなる。だから経に反してでも、道に合致させなければならぬというのである。」

（『朱子語類』卷三七・三八条／三・九八八頁）

吳雄（伯英）が質問した。「程伊川は「権はすなわち経である」とおっしゃったが、それはどういうことですか。」朱子「私はつねづねこのようにいう必要はないと述べている。孟子ははつきりと、

「男女授受するに親せざるは、礼なり。嫂溺るれば之を援くに手を以てするは、権なり」といつている。権と経に、どうして区別がないということになるであろうか。ただ伊川は、漢儒がひたすら、経に反することが権であると説くのを見て、後世の無遠慮なものたちが、みな権によつて自らを飾り立てようとするのを恐れて、このような論を立てただけである。けれども経は結局のところ常であり、権は結局のところ変である。」また質問した。「私は「義」字を、権にあてたいと思うのですが、いかがでしょうか。」朱子「義は宜である。権はもとより宜しいが、経は宜しくないのであるのかね。」（『朱子語類』卷三七・四二条／三・九八九頁）

質問した。「経と権は同じではありませんが、程子は「経はすなわち権である」といつています。」朱子「もとより（経と権は）同じでない。経は万世常に行われる道であるが、権はやむを得ずして用いられるもので、およそ用いるべきでないときが多いものである。」また朱子「権は「時に中る」であり、中らなければ、権となることはない。」（『朱子語類』卷三七・四三条／三・九八九頁）

ある人が質問した。「伊川は「権はすなわち経である」といい、漢儒は「経に反して道に合す」とい

いますが、これらの説はいかががでしょうか。」朱子「伊川がいう権とは、あるところではまさにこうすべきということ、これはすなわち正理である。伊川の意を、よくよく理解しなければならぬ。漢儒の（権の）語は、まったく取るに足らないというわけではないが、しかしその意は、かえってでたらめであり、ひたすら道理に合わず、何をなすことができようか。」また朱子「男女授受するに親せず」は、常経として、まさにかくあるべきである。「嫂溺るれば之を援くに手を以てす」もまた、道理として、まさにかくあるべきなのであるが、これは常なる道理であるというわけではない。例えば、冬に皮衣を着て火をつけるのは常理である。にわかには天候が暖かくなれば、袷衣を着て扇で仰ぐが、これは常なる常理ではない。『春秋公羊伝』では、宋人が祭仲を執つたことについて、権を説いたが、怪異なことである。」さらに朱子「経はすでに定まった権であり、権はまだ定まっていない経である。」（『朱子語類』卷三七・四一条／三・九八九頁）

朱子はこれらの箇所、経と権は混同して、一つのものに見なすことはできず、「経は畢竟是れ常、権は畢竟是れ変」であると強調している。しかし、朱子は程子と同じく、権を「權術」の権とすることに反対し、権はやむを得ない状況で採る手段であつて、道義からは離れられないのだと考える。朱子はさらに、経は平常の実践原則であり、権ばかりを採るわけにはいかないと指摘する。朱子はここで、「常」と「非常」の構造を用いて、経と権について解釈し、経は常理に合致した行為、権は常ならざる状況下で採る判断、行為であると考える。「常」の意味に対して、朱子の理解は程子のそれとは異なり、「常」は「平

「常」であって、「恒常」ではないと見なす。³⁾このように程朱両者は、経と権との関係について、理論上、異なる立場にたっているといえる。それゆえ朱子は、このことを繰り返して強調するのである。

経は、常に行われる道理である。権はその道理では行えないところで、やむを得ず変通させたところのある道理である。権がその中を得れば、もとより経と異なることはない。結局、権はさしあたりすべきものであって、常とすべきものではない。〔『朱子語類』卷三七・四七条／三・九九〇頁〕

(三) 中を得て理に合す

前引した資料から看取できることは、朱子は経と権を、名目として同じではないと区別しているが、実践の上では、程子とおおむね一致しており、権に対して、「権術」の権と理解することに反対していた。さらに重要なことは、朱子は程子と同様に、理や義、時中の側面から、経と権を理解していたということである。

第一に、朱子に拠れば、経にしる権にしる、いずれも「宜に合す」る、すなわち義という基準に基づいて、ことを行わなければならない。朱子の中では、義自体に、異なる状況下での判断という意味が含まれる。経と権は、それぞれ常と不常という二つの状況に対応する実践行為である。権とは、非常な状況下での判断と行為であり、この種の判断においても、やはり「義」を標準としなければならないという。

朱子はいう。

ある人が、経と権の意味について質問した。朱子『春秋公羊伝』では「経に反して道に合す」ことを権とするが、程伊川はそれを間違いだと思なした。もしも公平に見るならば、経に反したとしても、正しくないとはいえない。例えば君臣や兄弟（の関係）は、天地の常経にして、変えることができないものである。しかし湯王や武王が、桀と紂を誅殺したのは、臣下が君主を殺害したのであり、周公が管叔鮮や蔡叔度を誅殺したのは、弟が兄を殺害したのであり、なんと経に反することであろうか。しかし時がここに至っては、道理としてまさにこのようにすべきであったのであり、たとえそれが経に反していたとしても、おのずと道理に合致していたのである。しかし経に反していて、道理にも合致していなければだめである。一方、道理に合致していれば、どうして経を損うことがあるのか。」また朱子「権に合致すれば、経はそこにある。」任忠厚（正甫）「『文中子』魏相に）「権、義挙げて皇極立つ」とありますが、権と義とは、似たようなものではありませんか。」朱子「義は経と権をまとめるものであり、権と対になるものではない。義は経をまもるべきときには経をまもり、権を用いるべきときには権を用いるということであって、だからこそ義は、経と権をまとめているというのである。もしも権と義を似たようなものとして取りあげ、この二文字と対となる一文字をあげるのであれば、「経、権挙げて」といえばよい。程伊川は「義に対はない」といった。程伊川がいうところの「権は経である」は、理解が乏しいものである。必ず経と権は二つのものであると理解しなけ

ればならない。権に合致するに至れば、おのずと経と異なることはないといふのであればよい。」
（『朱子語類』卷三七・四六条／三・九九〇頁）

質問「権とは義のことなのでしようか。」朱子「権とは義を用いることである。」質問「中とは、
（『中庸』にいう）「時に之を措きて宜しきなり」といふことでしょうか。」朱子「義をもつてそれを
権（はか）り、そして中を得るのである。義は秤のようなものであり、権はこの秤ではかることで、
中は（秤にのせた）ものが水平となるところである。」（『朱子語類』卷三七・三二条／三・九八七
頁）

朱子に言わせれば、漢儒のいう「経に反して権に合す」は、必ずしも完全に間違っているというわけ
なく、最終的にはそれら（経と権）が道理（義）に合致しているかどうかで判断する。そして義のこのよ
うな原則は、経と権いずれにもあてはまる。「義は秤である」というのは、義が標準であることを強調し
ており、権はこの標準（である義）に依拠して、行動を選びとることである。権は義ではなく、常
ならざるやむを得ない状況における義の具体的な応用であり、義に照らしてはかり、最終的に「時に中
る」を実現する。義の原則からいえば、経を守るべきときには経を守り、権を用いるべきときには権を用
いることとなる。

第二に、朱子はある状況下において、「事須らく此の如かるべし、必ず権を用いて然る後を得。故
に変と雖も、而れども其の正を失はず」（『朱文公文集』卷三五、「答呂伯恭」九八／二一・一五二四頁）

といったが、ここで「中を得」というのは、権を用いた結果である。しかし「時中」であることは、権を用いたことによる最終的な結果というだけではない。また是非を判断するときには、権が一つの基準となっており、権が義に合致していれば、実際に「中を得」たといえるのである。朱子はいう。

ある人がいった。「権とは、中のことではないでしょうか。」朱子「これは一時の中である。中でなくなれば、権とはならない。」（『朱子語類』卷三七・四五条／九九〇頁）

第三に、義に合致しているか、「時中」であるか否かにかかわらず、朱子は終始、「道」や「理」をもつて、経と権を統一制御して、理を経と権の最終的な拠りどころとした。理は実践において理解しなければならぬ究極的な原則であり、常と非常を貫くものであった。朱子はいう。

経は道の常である。権は道の変である。道は全体であり、経と権を貫通している。（『朱子語類』卷三七・四四条／九八九頁）

道理が最も大なるものであり、経と権は、行為行動における具体的な理のあらわれに過ぎない。あらゆる事物にはみな、ぴたりと当てはまる理があり、経にしる権にしる、いずれもぴたりと当てはまる理のあらわれである。「権とは道理にさらに、もう一層の道理があるということだ」（『朱子語類』卷三七・三六条／三・九八七頁）とされるが、一層目の道理は平常の理を指し、二層目の道理は常と非常の根底にある原理を指す。この根底にある原理は、三綱五常の「大経」である。非常の状態において権を行うのは、結局のところ、やはり実際に理の内容と見なされる儒家の根源的価値を実現するためであり、朱子が言うところ

ころの「所謂る權とは、是れ亦た親を親とし、貴を貴とするの大經を離れずして、未だ始めより天理人心の外に出でざるなり」(『朱文公文集』卷四〇、「答何叔京」七／二二・一八一五頁)である。權術などの手段は、朱子にいわせれば、大經の大法からは乖離しており、「尺を枉げて尋を直くす」る方法をもって、道を実現させようとすることは、かえって道に対する障害となる。ここから看取できるのは、經と權がいずれも最終的に理に帰着する以上、理にかなった經と權の基準を探ることとなり、かくして「理を明らかにす」るに至るということである。もしも理が明らかでなければ、理にかなった經と權の基準を探るすべはなく、かえって利欲や權術に陥ってしまうのである。

(四) 理精にして、義明らかなり

さてここで看取しうるのは、經と權の問題について、程子が漢儒の説に反対したのは、主として実践における弊害、すなわち朱子のいうところの「後世の無遠慮なものたちが、みな權によつて自らを飾り立てようとする」(『朱子語類』卷三七・四二条／三・九八九頁)ことに着目したためであったということである。朱子は、ことばの意味解釈という点においては、程子とあまり一致しなかったが、実践の場、とりわけ權の濫用に対して批判を下すという点においては、大いに程子と一致していた。そしてこのような批判は、朱子の陳亮、あるいは功利学派の学説に対する批判の仕方の一つでもあり、これは前掲した朱子が

陳亮に宛てた、あるいは何叔京に宛てた書簡からも窺うことができる。歴史事実を評論するにあたっては、いかにして経と権の尺度を定め、そこで合理性を強調していくかということになるが、これは非常に複雑である。経と権の問題は、間違いなく、具体的な事実と密接な関係がある。朱子は権を「非常」と定め、とりわけ「常」の意義を強調した。権を行うにあたっては、朱子も程子も同様に、非常に慎重、かつ警戒していた。朱子に言わせれば、常のときに理を把持できていらないのであれば、非常のときに権を用いたところで、結局は秩序を乱すことになってしまう。また歴代人物に対して、随意に権をもって評価を下してしまつては、それは不適切な評価となりかねない。朱子はいう。

たいてい漢儒が権をいう場合、経から離れて説いてしまつてゐる。程伊川が権をいう場合、権はただ経のうちにある。例えば（武王の四男である）周公が（三男である）管叔鮮や（五男である）蔡叔度らを誅殺したのと、（高祖李淵の次男である）唐の太宗が（高祖李淵の長男である）李建成や（その四男である）李元吉を殺害したのは、親族に刃を向けたことは同じであるが、殺害した理由は異なつてゐる。管叔鮮と蔡叔度は、殷の遺民に協力して、周の王室を貶めようと謀略したのであり、これは天下に罪を負い、宗廟に罪を負うことであり、やはり（周公は）誅殺せざるを得なかつたのである。一方で太宗は、明らかに（兄弟と）天下を争奪してゐた。それゆゑ周公については権といふべきであるが、太宗については権といふべきではない。『孟子』（尽心上）には「伊尹の志有れば、則ち可なり。伊尹の志無ければ、則ち篡ふなり」とある。それゆゑ伊尹については権といふべきであるが、そ

他の人物については権とはいえない。権は最も扱いたいものであり、だからこそ聖人もまれにしか口にしないのである。大賢以上のものでもないのに、自ら道理がかくのごとくあるべしと考えてしまつては、大ごとである。『朱子語類』卷三七・四八条／三・九九一頁)

朱子にいわせれば、周公と唐の太宗の行為は、一見すると同じに映るかもしれないが、実際には同じでない。というのは、根本的な判断の基準は「心術」にあり、その行為が理に合しているかどうかにあるからである。周公と唐の太宗の行為の評価は、歴代人物の評価にまで及び、経と権の問題はまた、歴史上の行為が理に合しているかどうかの判断にまで及ぶ。もしもある状況において、「権にして其の正を失はず」であれば、その結果は最終的に理に合するのであり、それは(古公亶父の長男である)泰伯が(三男の)季歴に王位を譲る(ために出奔した)ようなものである。一方「権にして其の正を失ふ」であれば、よくない結果を引き起こすかもしれない、それは(兄たちから王位を譲られた)呉の季札が(固辞して)国を譲るも、かえって呉国に乱が起ったようなものである。すなわち具体的実践の中においても、権をはかる尺度は(理をはかる尺度と)変わらないことが分かる。⁽⁶⁾ それゆえ朱子は権を行うときに、最低限考慮すべきラインを強調し、「理精にして義明らか」でなければ、経を守り、平常の理に照らして事を行うべきであることを強調した。いかなる人も意のままに権を行うことはできないからである。『朱子語類』には、また次のようにある。

質問 「権とは、どういうものでしょうか。」朱子 「大賢以上のものである。」(『朱子語類』卷三七・

三〇条／三・九八七頁

「与に立つべし、与に権るべからず」は、どうにもやむを得なくなつて、はじめてこう説かれたものである。そうであるから、聖人であつてこそ、「与に権るべし」なのである。仮に顔子のような賢者であつても、おそらくは進んで権を議論することはない。〔『論語』陽貨に〕「磨すれども礪るがず、涅すれども緇まず」というが、今の人は少しでも磨けば薄くなり、少しでも染めれば黒くなつてしまふのに、どうしてさらに権変を説くというのだ。いわゆる「未だ行を学ばず、先づ走を学ぶ（行き先を知らずに歩きだそうとする）」である。（『朱子語類』卷三七・三五条／三・九八七頁）

董銖（叔重）の質問「程子は「権はさおばかり（称錘）」の意味である。何ものを権とするのか、義がそれである。けれどもただ義というのみである。義という以上に、さらに説明しがたく、それは人がどのように見るかにかかっている」といいましたが、これはどういうことでしょうか。「朱子「これはある人が罪を犯した場合、強剛な性のもは誅殺すべきだと考えるが、寛容な性のもは宥恕すべきだと考える。要するに義をもつても、常には時宜に合するわけではなく、精査に権量してこそ、間違ふことはないのである。精査に権量したのであれば、常日ごろ本源を涵養することだ。心が虚明にして純一であれば、おのずと精査に権量するであろう。程伊川は常々〔『周易』坤卦・文言伝を踏まえて〕「敬以て内を直くす」れば、則ち「義以て外を方にす」。〔『論語』衛霊公を踏まえて）「義以て質と為せ」ば、則ち「礼以て之を行ふ」とおっしゃっていた。」（『朱子語類』卷三七・三

七条ノ三・九八八頁)

聖人の意を考えるに、結局のところ、人が「権」字を用いることを許していないのである。学ぶ者は、必ずまずは正しい道理に取り組まなければならない。」(『朱子語類』卷三七・四七条ノ三・九九〇頁)

朱子にいわせれば、顔子のような賢人であっても、権を用いる尺度を容易に把握することはできない。ましてや普通の人にとつては、まずは日常の道理に取り組み、日々工夫をなさなければならず、義理の精微を把握するに至つて、ようやくおのずと権を行うことができるようになる。たとえ聖人であっても、もつぱら理を除いて権を採ることなどはなく、日々の工夫という基礎があつてこそ、事情に応じておのずと権であることができるのである。朱子はいう。

権は、経の精妙緻密なところである。道理の精密、透徹、純熟たるところを見るのでなければ、権を語るには十分でない。(『朱子語類』卷三七・五〇条ノ三・九九二頁)

聖人は常日ごろ大経、大法に取り組み、時として変に依じて権に達するものである。けれども変に依じて権に達するところを見ても、決して大経、大法からは離れていない。(『朱子語類』卷二四・一七条ノ二・五六九頁)

朱子「堯舜の禅譲や、湯王武王の放伐は、異常な事態だといつても、いずれも当然そうすべきという意味では、常なることなのである。程伊川は経、権の両字について、「権(を通じて義)が実現す

るならば、それは経である」と説いている。』（『朱子語類』卷六二・二〇条／四・一四八四頁）

これらは日常の道理から着手して、足下をかためることで、最終的に権を行う段階に到達することができるというのである。学ぶ者に対していえば、「経を守る」ことに重点があるということになる。「立心処事」の枠組みを借りるならば、心を立てることは「経」であり、かくして事を行うことは自ずと「権」となり、「事を制御しようとするならば、心をもってその事の内側に入り込み、その道理に従ってこそ、事を制御して、権を行使することができる」（『朱子語類』卷七六・七六条／五・一九五二頁）のである。「経」とは、日常実践の原則の象徴であり、一般の人々がしたがうべきところといえる。

実のところ、宋代以前の儒者たちも、経と権の問題を取り上げるときに、様々な制限を設けている。例えば『春秋公羊伝』桓公十一年に、「権とは何ぞ。権とは経に反して、然る後に善有る者なり。権の設くる所は、死亡を舍きて設くる所無し。自ら貶損して以て権を行ひ、人を損はずして以て権を行ふ。人を殺して以て自ら生き、人を亡ひて以て自ら存するは、君子為さざるなり」とある。『春秋公羊伝』を見るに、権を行うことは、生死のような大事に対してなされるものであり、しかも「自ら貶損す」ことが求められる。権を行うことに設けられる最低限考慮すべきラインは、このように規定的なものであった。

『春秋公羊伝』の基準と比較してみると、まず朱子の権を行うことに設けた基準は、規定的なものではない。「合理」、「合義」、「時中」を強調して、やむを得ない事に対しては、いっそう柔軟性を持っている。もしも『春秋公羊伝』に照らしていえば、秦伯や周公の行為、とりわけ周公が人を殺めた行為などは経、

権の枠組みにあてはめることが難しい。次いで『春秋公羊伝』は、権を行う者の徳性を強調しないが、一方、朱子はこのことについて制限をかける。すなわちあらゆる人が非常の事態において、権を行うことができるわけでは決してなく、ただ大賢以上の者が可能なだけとする。さらに朱子は、権と比べて「経」の意味をいっそう際立たせ、ひたすら常理から着手することを強調し、理に合致してこそ非常の事態に対応できるとする。そのため朱子の経、権の見方は、工夫論的な方向性を帯びており、権を行うにあたって最低限考慮すべきラインを把握することを強調する。すなわち工夫に着手する明確な道すじが定められているのである。実践のうえでは、朱子はさらに「経」と「正道」の地位を際立たせる。この点で、朱子は程子とかなり一致しており、ひいては程子に比べていっそう厳格であるともいえる。朱子は現実の政治において、権を行うという名目で問題を処理することを容認できなかった。『語類』には、以下のようにある。

朱子が「与に立つべし、未だ与に権るべからず」について言われた。「権とは、道理にさらにもう一層の道理があるということだ。たとえば君子小人でいえば、君子はもとより用いるべきで、小人はもとより除くべきである。しかし小人を任用すべきときに、にわかには君子を用いようとしてしまつては、やはりうまくいかない。根本をふかく固めるべきときに、小人を除こうとしてしまつては、損失をこうむる。よくよく時宜を商量すべきであつて、緩急深淺を理解してこそうまくいく。」ある人がいつた、「本朝の人材は、漢唐よりも優れています。治績がそれに及ばないのは、漢唐は小人を責め立てず、一方本朝はひたすら小人を除こうとしているから、このあり様なのでしょうか。」朱子はいっ

た、「このような説は、いわゆる「君子を内にし、小人を外にす」とあるべきなのに、（この原則なしに）古人がかくのごとくいかげんに説いたなどと、いったいどういふつもりで言っているのだ。

永嘉の学問は、もっぱら利害について計算しているが、おそらくこのような考えに基づくのである。また朱子はいった、「其の義を正して其の利を謀らず、其の道を明らかにして其の功を計らず」である。その義を正せば、利は自ずとそこにあり、その道を明らかにすれば、功は自ずとそこにある。もっぱら利害を計算しては、きつと必ずしも利もなく、功もないであろう。」（『朱子語類』卷三七・三六条／三・九八七頁）

これは直接、当時の功利学派の学説に対して述べられたものである。功利学派の政治にかんする主張は、経と権のとらえ方に問題があり、ひどく交錯が多く、利害をはかることを強調し、正しさを守ることができていないという。また君子と小人の問題についての扱いが、朱子の認める原則と合致しておらず、君子を用いて小人を除くことができていない。原則なしに小人に妥協することは、ただ「枉尺直尋」が現実の政治において問題として噴出するかもしれないというものであり、これはすべて心を正しく立てず、内面の修養が不十分で、適切に天理の要求を把握できていないことに由来する。事を成し遂げるには、やはり根本的に、義の原則に照らして、理義に心を向けて、「其の義を正して其の利を謀らず、其の道を明らかにして其の功を計らず」の原則どおりに政治を実践していかなければならない。これが歴史において、古人が事を成し遂げてきた根本的な理由である。このような見地から、朱子が陳亮に向けた批判を理解する

ことができるのである。

〔原注〕

(1) 『春秋公羊伝』桓公十一年に、「權とは、經に反して、然る後に善有る者なり」(『十三經注疏整理本』、北京大学出版社、二〇〇〇年二月、二〇・一一五頁)とある。これは權と反經(經に反す)にかんする比較的初期の論述である。また董仲舒は「權は經に反して道に合す」るものだと考える漢儒の代表格であり、『春秋繁露』に「夫れ權は經に反すと雖も、亦た必ず以て然るべきの域に在り。以て然るべきの域に在らざれば、故より死凶と雖も、終に為さざるなり。權は、譎なり。尚ほ之に歸すれば、以て巨經を奉るのみ」(『春秋繁露義証』、中華書局、一九九二年一月、七九頁)とある。すなわち巨經の説を用いて、經と權を調和させているのである。

(2) 朱子がこの章で、漢儒の「經に反して道に合す」の説に反対していたことは、主として章句(の分け方)から窺える。すなわち朱子は、漢儒は誤って、この章と次の章を合わせてしまい、解釈上の混乱を来していると考えた。朱子も、權の本来の意味を「称量(はかる)」とし、実践における判断行為と見なすが、しかし名目上、依然として經と權の区別を強調していたのである。朱子のこの章の理解については、『論語或問』に比較的詳細な議論があるので、それを参看されたい(『朱子全書』、六・七七六〜七七七頁)。

- (3) 原著・第六章「徳与命」の第二節「大徳必受命」(四、常与非常)(一五五〜一六〇頁)に、これと関連する論述がある。
- (4) これについては、『朱文公文集』巻四四、「答黄直翁」一(二二・二〇五三頁)に言及がある。
- (5) 『朱子語類』巻三四・一二〇条(三・八八二頁)に「胡文定(安国)『春秋伝』のこの一段はよい。(兄たちから王位を譲られた)呉の季札が(固辞して)国を譲ったことを、聖人が採らなかつたことについて、四、五の例を引いて証拠としている」とある。
- (6) 朱子はまた、程子の説が弊害を引き起こしかねないとも考えていた。『朱文公文集』巻五三、「答劉季章」一四(二二・二四九七頁)では「既に急遽にして已むを得ずの為と云へば、即ち是れ権は常なるべからず、経は常なるべし、自づから弁ずる処無かる容からず。若し只だ権は便ち是れ経にして、都て分別無しと説くのみなれば、却つて恐らくは其の弊、止だに一線路を開くのみならず」と論じられている。
- (7) 林維傑氏は、次のように指摘する。すなわち朱子の経、権説は、さらなる細密な解析をもって、程子の説に回帰している、と。林氏は主として、経典解釈という視座から、この問題を分析している(『朱熹与経典詮釈』、一五九頁)。一方、筆者のいう「着手の道すじ」とは、朱子の現実実践に対する考えであり、とりわけ権を行うことで引き起こされるであろう結果である。

〔訳者注〕

本稿は、趙金剛著『朱熹の歴史観——天理視域下の歴史世界』（三聯書店、二〇一八年四月）の第三篇・第十章「心事、経権」の後半部分の翻訳である。著者の経歴については、前号の冒頭を見られたい。